

(様式第14号)

大分県漁業経営改善促進資金預託資金原資貸付契約書

大分県知事 (以下「甲」という。)と全国漁業信用基金協会担当理事 (以下「乙」という。)とは、大分県漁業経営改善促進資金融通事業実施要綱(以下「要綱」という。)第5の2の(1)の規定に基づく県資金の貸付けにおいて次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、大分県漁業経営改善促進資金低利預託金の原資として金 を無利子で乙に貸し付け、乙はこの資金を甲の指定する融資機関に預託するものとする。

第2条 前条の預託を行う場合の預託条件は、次のとおりとする。

- (1) 融資機関に対する低利預託金の利率は、年1パーセントの利率とする。ただし預託予定日の14日前の日の属する週に日本銀行が作成した「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」(当該週に作成されない場合には貸付予定日の21日前の日の属する週に作成されたもの)における「預入金額が3百万円以上1千万円未満の定期預金の預入期間別平均年利率」に掲げる預入期間が1年の利率が1パーセント未満のときは、当該利率とする。
- (2) 融資機関への預託期間は、 年 月 日から 年 月 日までとすること。
- (3) 低利預託資金の運用については、要綱の定めるところによる。

第3条 この資金の貸付期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

第4条 乙は、貸付期間を過ぎて返済したときは、その遅延した日数に応じて延滞した金額につき年14.6パーセントの割合で計算した遅延賠償金を支払わなければならない。

第5条 この契約書及び要綱に定めのない事項並びにこの契約について疑義が生じた場合には、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するためにこの契約書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 大分県知事

乙 全国漁業信用基金協会
担当理事